

6水漁第1557号
令和7年2月21日

水産政策審議会
会長 佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

令和7年度水産施策（案）について（諮問第468号）

水産基本法（平成13年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、
別添「令和7年度水産施策（案）」について、貴審議会の意見を求める。

答 申 書

7 水 審 第 4 号
令和 7 年 5 月 16 日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

水産政策審議会
会 長 佐々木 貴文

令和 7 年 2 月 21 日付け 6 水漁第 1557 号をもって諮問のあった下記事項については、別添のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 468 号 令和 7 年度水産施策（案）について